

## 「世界の立法者」ジェレミー・ベンサムと フランシス・ライトの出会い

——1820年代イギリス・フェミニズムの背景をさぐる——

土方直史

まえがき

第1節 F・ライトとの出会いと共感

- (1) ミス・ライトの招待
- (2) パリでのミス・ライトの「仕事」

第2節 「世界の立法者」とは何か

第3節 スペインとポルトガルへの提案と議会からの招聘

- (1) ネットワークの構築とベンサム主義の持ち込み
- (2) トレノ伯爵の書簡とF・ライトの活躍
- (3) ポルトガルへのシフトと『憲法典』の執筆へ

あとがき——憲法典編纂と反植民主義——

まえがき

1820年代に、イギリス・フェミニズムは飛躍を示す画期を迎えた。1825年、『人類の半数をしめる女性の訴え』(*Appeal of One Half the Human Race, Women, Against the Pretensions of the Other Half, Men, to Retain Them in Political, and Thence in Civil and Domestic Slavery*。以下『女性の訴え』と略す)と題する著作が出版され、フェミニズムは一つの「体系化された思想」として姿をあらわした。ウィリアム・トンプソン(William Thompson (1775-1833))の単著の形式をとりながら、ほとんど無名だった一人の女性、アナ・ドイル・ウィラー(Anna Doyle Wheeler (1785-18?))との協同作業によってこの著作が出版されたとの見解が、ジェンダー研究者の間でなされていることも、この時代の女性の進出を物語る出来事として注目されている。

すでに1792年のメアリー・ウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』(*A Vindication of the Rights of Women*)が、女性の隷従からの覚醒をうながした意義は周知である。しかし、ウルストンクラフトの著作は、女性の社会的状況への問題提起としての役割を果たしながらも、思想としての論理的・体系的の一貫性を欠いているとの評価は避けがたい<sup>1)</sup>。それから三十数年の後、フェミニ

1) 水田(1984)33頁、梅垣(2011)50-51頁。

ズムは新たな担い手たちによって、理論的に整理され、「体系化された思想」へと進化した。

もう一つの注目すべき出来事が1820年代に起こっていた。女性の社会的地位の改善を実質的に保障する要求が社会改革運動の綱領の一項目として採用されたことも記憶されるべきことである。

1824年に、ウィリアム・トンプソンは彼の主著『富の分配の原理に関する研究』を著すが、その中で、女性の自由な活動領域の拡大を目指して、育児と家事労働の社会化の提案を行っていた<sup>2)</sup>。オウエナイトが集う「ロンドン協同協会」(the London Co-operative Society)は、その翌年、綱領的文書を発行し、女性の権利と協同についての一文をもうけ、「育児」や「料理、洗濯、暖房などの家事労働からの解放を保障する」と明記した<sup>3)</sup>。1830年代の「改革の時代」の到来の予兆となった。

本稿の対象とするイギリスを代表する功利主義哲学者にして「世界の立法者」と呼ばれたジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) もフランシス・ライト (Frances Wright, 1795-1852) も、これまでフェミニズムの歴史でその名を認められてこなかった。だが、フェミニズムの「思想的体系化」という観点から見ると、この二人もまた、重要な役割をはたしていたことは研究の進展とともに明らかとなるはずである。近年、アングロ-アメリカのフェミニズム研究者の間で、その成立過程における功利主義者の役割について関心が寄せられつつある。その中核をなす思想家といえば、ジェレミー・ベンサム、ウィリアム・トンプソンそしてジョン・ステュアート・ミル (J. S. Mill) の3名をあげることができよう。しかし、ベンサムをフェミニストの一員に含めることに違和感を覚える人がいるかもしれない。これまで、彼は著名な功利主義者として知られてきたが、フェミニストとして評価されることはほとんどなかったからである。

だが、いま研究状況は急速に変わりつつある。20世紀70年代以降、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジに設置された「ベンサム・プロジェクト」と名付けられた研究機関によって、ベンサムの膨大なマニュスクリプトの解読と転写の作業が進められてきた。その成果は新しい『ベンサム著作集』(*The Corrected Works of Jeremy Bentham*. 以下『著作集』と略す)として刊行されてきた。この『著作集』には、ベンサムと彼の周辺のベンサマイトや協力者たちが交換した手紙類を集めた『ベンサム往復書簡集』(*The Correspondence of Jeremy Bentham*. 以下『書簡集』と略す)も収められている<sup>4)</sup>。このような研究環境の変化を反映して、新しいベンサム像がさまざまな領域で描かれつつある。

本稿は、主として『書簡集』第10巻と第11巻を利用し、1820年代初頭におけるJ. ベンサムとF. ライトとの「出会い」と社会改革に献身するベンサムの真摯な姿を史料的に確認することを通じて、ベンサムの実像を追うことを視野に入れている。書簡は文献史料の中でも、一般的にいつて書

2) Thompson, W. [1824] pp. 387-391.

3) The London Co-operative Society (1825) pp. 6-7.

4) 拙稿 (2018), 483-484頁.

き手以外の第三者による加筆や修正が少なく、本人の感情が素直に表現される度合いが大きいといえる、ありのままの人間像を描くには最も適している材料であろう、なぜなら、その実像に近づくならば、社会変革とフェミニズムへの彼の貢献について論じる手がかりをえることも可能となるからである。一方で、共和主義者ベンサムが「世界の立法者」となって国際的なスケールで活動することは、後述するように、民族と人種の抑圧に反対する「植民地解放論」に通じていたし、また「憲法典」の作成による人民主権論を基礎とする民主主義制度の深化を促す意味を含んでいた。他方で、ベンサムとの「出会い」はライトにとっても、アメリカの地で奴隷解放の事業に乗り出すきっかけとなった。さらにその活動にとどまることなく、自分自身のフェミニズムを深化させ、労働運動を鼓舞するにいたる。1820年代の一人の女性の飛躍の契機として記憶されるべき出来事であった。

興味深い事実がある。フェミニズムの体系化のプロセスで、最も重要な貢献をした思想家たち、上記のウィリアム・トンブソン、アナ・ドイル・ウィラー、フランシス・ライト、そしてJ・S・ミルも、それぞれが自分自身の思想的営為にたずさわる前に、いずれもベンサム邸を訪れていた。ウィラーのケースは不明だが、他の3名はともに長期にわたって滞在していた<sup>5),6)</sup>。若い人たちをフェミニズムへと誘う力がベンサムには秘められていたのだろうか。ベンサムの実像を理解することは、フェミニズム研究にとって不可欠である。本稿はそのための予備的作業となる。

## 第1節 F・ライトとの出会いと共感

### (1) ミス・ライトの招待

伝記作家セリア・モリス (Celia Morris) の『ファニー・ライト——アメリカにおける反乱——』(Fanny Wright: Reel in America) によれば、フランシス・ライトは10代のすえには、ドラマ風小説『オルトーフ』(Altorf) や『アテネの数日』(A Few Days in Athens) などを仕上げ、作家への道を真剣に模索していたと推測されている<sup>7)</sup>。だが、それらを公刊することもままならず、匿名性の壁

5) F・ライトは1822年の2月から4月にかけて、W・トンブソンは1822年11月から翌年2月まで滞在した。(F・ライトは2月初旬から4月13日まで滞在し、そしてパリへ戻ったと考えられる。Bentham to Lafayette, No. 2854, 27-28 Feb. 1822, *Correspondence xi*, CW, pp. 37-39. W・トンブソンの滞在はPankhurst (1954) p. 12を参照のこと)

6) J・S・ミルのケースでは、少年時代にジェームズ・ミル一家はベンサム邸の近くに住み、彼の教育は、功利主義の後継者を育てるために父とベンサムとが相談した方針に従って進められたという。トンブソンらがベンサム邸を訪れていたころ、10代後半に達したジョンはE・デュモンが執筆したベンサムの法学理論の解説書『民法・刑法立法論』に接し、ベンサム功利主義に基づく社会改革論への確信を深める(自伝第二・三章)。Mill, John Stuart (1981), ch. 2 and ch. 3. (朱牟田訳)

7) Morris, C. (1992) pp. 14-17.

に突き当たっていた。そんな彼女に、思いがけないがチャンスが訪れた。ベンサムとの「出会い」が、匿名性の壁を越え、フェミニズムを高い水準に推し進める担い手の一人へと成長させる好機となったからである。そのきっかけには、ミステリアスな事実が隠れていた。

まず、ジェレミー・ベンサム側の事情から見ていこう。生涯独身だった彼は、ロンドンのウェストミンスター寺院に隣接する邸に、身の回りの世話をする複数の召使いとともに住んでいた。そこを「隠居所」(Hermitage)とも名付けていたから、彼の生活は、いかにも思索にふける隠遁生活だったと想像してもおかしくないだろう。

『書簡集』にフランシス・ライトの名が顔を出すのは、第10巻における1821年7月29日に、ベンサムからイギリス駐在アメリカ大使リチャード・ラッシュ(Richard Rush)へ送られた手紙が最初である。さりげない招待状の文面には、次のように記されていた。「水曜日午後6時に私は1時間ほど時間があるので、以前と同じように、貴殿と二人きりで世間話をしたいのご都合はいかがですか。私はミス・ライトについて貴殿と話したいことがあります。貴殿も同じだと思いますが、私は彼女に惚れこんでいます。(I am love with her.)」(下線部は筆者)<sup>8)</sup>

ラッシュからの返信は早かった。ベンサムが関心をよせる問題について話し合いたい旨を伝えている。つまり、「二人きり」との条件に、ラッシュはミス・ライトに関する何か重要な事柄が話題になると感じていたのかもしれない<sup>9)</sup>。ロンドン駐在のアメリカ大使の職責は、両国にとって極めて重要だった。前任者ジョン・クウィンシー・アダムズ(John Quincy Adams)は帰任した後、大統領に選出されるし、後任のラッシュもやがて大統領候補となっている。ベンサムにとって、彼らとの交際は何を意味していたのか。その真意はやがて明らかとなるだろう。

さしずめジェーン・オースティンなら、結婚話やロマンスを仕立てるかもしれないが、ベンサムとラッシュの会見では、そのような話はなかった。その直後にかわされた二人の手紙は、予想に反し、主題だったはずの「ミス・ライト」について、一言も触れていない。もっぱら以前に約束していたらしい「廃墟の破片」がテーマだった。ベンサム邸の庭先は、ウェストミンスター寺院に接続していたので、そこに寺院の廃墟の破片が散らばっていて、その一片をラッシュの故郷フィラデルフィア博物館へ寄贈することが話題だった。その庭先に接する土地に、17世紀の詩人ジョン・ミルトン(John Milton)が住んでいたことなどに触れ、昔話に二人が興じた様子がかがえる<sup>10)</sup>。ミス・ライトはどうなったのだろうか。

それから間もない8月11日のベンサムからジャーナリストでベンサム主義者のフランシス・プレイス(Frances Place)への手紙には、彼らがミス・ライトへ何か重要な役割を期待していること

8) To Richard Rush, No. 2782, 29 Jul. 1821, *Correspondence x*, CW, p. 361.

9) From Rush, R., No. 2783, 29 Jul. 1821, *ibid.*, pp. 361-362.

10) To Rush, R., No.2796, 14-16 Aug. 1821. From Rush, R., No. 2797, 18 Aug. 1821, *ibid.*, pp. 382-385.

が「暗示」されている。その内容はこの時期のベンサムにとって最も重要な関心事であった「ポルトガル憲法およびその他の法律の編纂」に関する問題について、ブレイスと同じくベンサム主義者のジェームズ・ミル（James Mill）に意見を求めるというものであった。ポルトガル憲法の編纂という指摘に、読者は戸惑うに違いない、その意味はやがて明らかになるので、まずブレイスに示した「暗示」について考えておこう。第一に、この手紙の表題に「ミス・ライトの精査について」（On the dissection of Miss Wright）とのタイトルが付けられている点である。なぜ体を解剖するように「精査」という言葉を書きこんだのだろうか。

第二に、文中には、ポルトガルでのベンサムの思想を普及するための文書の出版に言及して、「その成否はライトの意向を仮定してのことだが、私は彼女の同意には疑問の余地がない」と、その件に関して楽観的であるとの文言がある。さらに文末には、「私が彼女から一冊の書籍と手紙を受け取ったことをご存知と思います。私は法典編纂の著書一冊と最近の3つの冊子を送り、クイーンズ・スクエア・ブレイス（ベンサム邸の所在地で、これをベンサム邸の代名詞に使っていた一筆者）への招待状を添えました」と結んでいる<sup>11)</sup>。これから出会うはずの女性をすでに信頼していたのは、「惚れこんでいる」ための思い込みだったのだろうか。彼女から送られた書籍とは、出版されたばかりの『アメリカの社会とマナーについての考察』だった<sup>12)</sup>。つまり、まだ見ぬ無名の女性なのに、ベンサムをすっかり魅了させ、信頼感をあたえたのは、その著書を描かせた彼女の「考察力」だったと考えられる。ベンサムにとって、フランシス・ライトとの接触は、実は、彼が生涯をかけて取り組んでいた大事業の成否がかかる緊迫した状況の中での一コマであったことが明らかとなる。

## （2）パリでのミス・ライトの「仕事」

C・モリスは、前掲書の第3章を「向こう見ずな弟子」（the Reckless Disciple）と題して、この女性の恐れを知らぬ大胆な活躍を紹介している。そのはじまりをベンサムとの「出会い」に求め、彼のような男性に真面目に扱われる権利をえたことだとしている<sup>13)</sup>。筆者もそのこと自体に異論を述べるつもりはない。だが、モリスはベンサム側の事情について十分な探索を行ってはいないので、フェミニズムにあたえたベンサムの契機を過小に評価することは避けられない。本稿では、「世界の立法者」の闘いの現場に立ち入って、その事情を観察しよう。

『書簡集』には、フランシス・ライトへの招待状も彼女からの返信も残されていない。また、二人が出会った日時の記録もない。おそらく8月の後半に、彼女はベンサム邸を訪れたと考えられる。二人の接触を示す最初の証拠となる文書は、意外にも9月中ごろ、パリからベンサムに送られ

11) To Francis Place, No. 2795. 11-13 Aug. 1821, *Correspondence*, x, CW, pp. 381-382.

12) 拙稿（2018）参照。

13) Morris, C., *op. cit.*, pp. 49-50.

てきたライトの手紙であった<sup>14)</sup>。

それは次のような訪問記録となっている。「パリで一日を過ごしてから、私はラ・グランジュ城 (La Grange)<sup>15)</sup>に出かけました。私の落胆を想像してください。パリでの仕事 (business) を託されているのに、将軍 (the General) とは路上ですれ違ってしまったからです。」この将軍とは、かの有名なラ・ファイエット侯爵 (Marquis de Lafayette) のことである。フランス人でありながら、アメリカ独立革命に自発的に参加し、ジョージ・ワシントン (George Washington) を支えて、戦場で指揮官として勇敢に戦ったために、アメリカ国民から英雄として称えられている。その後、フランス革命では、国民衛兵の総司令官に任命され、貴族でありながら第三身分の側に立って「人権宣言」の起草に参画し、「両大陸の英雄」と呼ばれていた<sup>16)</sup>。この歴史上の人物との「出会い」も、フランスの生涯にとってもう一つの運命的な出来事となるであろう。

二度目の訪問は確認をすませていた。「私たちの会見は、ほとんど涙なしではありませんでした。(少なくとも私はそうでした。)そして、彼の若いころの最も楽しい思い出(アメリカと関係した事柄を意味していますが)は、この人間の自由についての高德な友人(ベンサムを指す一筆者)が私の中に見出したものと重なるのかどうか、あるいは彼がちょうどその時にこみあげてきた感覚に触れただけだったのか、彼の感情は明らかに私と同じでした。」ベンサムへの報告の冒頭で、ライトはこの二人の偉大な男性たちの人間的自由への共通性を確認しようと努めている。

このパリ訪問には、妹カミラ (Camila) が同伴していたが、フランスとの会見は差し向かいで、深夜におよぶ最も信頼のおけるものだったという。話題は主としてアメリカだった。彼女が依頼された「仕事」について、手紙にも言及はない。

しかし、この手紙の末尾に、訪問の主目的が何かを暗示する重要なメモが書き加えられていた。手紙の発送と受けとりについての注意書きである。彼女への手紙は一刻も早く転送されるように、「シモン氏 (Monsieur Louis Simond) を宛先とし、'ライト嬢気付' (pour Madelle Wright) と記し、パリの外務省文書保管所のル・コント・ダティエーヴ氏 (Monsieur Le Comte d' Hauterive) に送ること。そして、ロンドンのデ・シュヴァリエ・セギエ氏 (Monsieur de Chevalier Segurier) への手紙は、大使の郵便受けに送ること、その際、ご記憶と思いますが、セギエへ貴方の手紙を送るさいに、貴方のお名前を書きません。／これはある友人に手渡して届けるので、それにあなたのお名前をあえて記しますが、これからは大使の郵便受けに送る私の手紙は、ミセス・ミルズ (Mrs. Mills) 宛てとします。その手紙が貴方宛てのマークだと彼女が識別できるように、封筒の片隅に Paris と

14) From Wright, F., No. 2802, 12-15 Sept. 1821, *Correspondence*, x, CW, pp. 391-394.

15) ラ・グランジュ城 (Château de la Grange-Bléneau) は、14世紀に建造され、18世紀に改修された後、ラ・ファイエット将軍一家の住居として使用され、現在は歴史的建造物としてラ・ファイエット博物館となっている。(Wikipediaによる。)

16) Dugan, C. (2017), pp. 12-20, pp. 26-29.

書くことにします。」（下線部はイタリック）このメモ書きを読むと、ほぼライトの「仕事」とはなんであったのか、推察することができるだろう。「ミスター・ベンサム」を書簡から隠し、迂回ルートで安全・確実に受け渡しをすることの確認と判断できる<sup>17)</sup>。このサインはもちろん彼自身からの指示によるものであろう。

この時点で、ベンサムにとって、フランスで手紙の受け渡しがままならぬ状況にあったことが見えてくる。彼女をパリへ送り込んだ理由の一つは、その状況を打開することだったと考えられる。「仕事」の内容は郵便物の受け渡しだけではない。彼女の最初の仕事の報告が9月19日から23日の日付でベンサム宛に届いている。スペインの政治家トレノ伯爵（Jose Maria Quiepo de Llano, conde de Toreno）がベンサムの手紙を受け取ったこと、来週、彼がスペインへ向けパリを出発する予定で、そのころ彼から手紙が届けられるはずというレポートであった<sup>18)</sup>。

また、パリで出会った人々の性格や動向を観察し、あるいは新聞記事を書き、ネットワーク作りとその強化に役立てる働きもしていたことが推測できる。「仕事」の内容をうかがわせるライトの2通の手紙がある。その一つには、「適当な働き手」となる人を探していたところ、バウリング（John Bowring, 後出）の知人でスイスの衛兵だったツェルトナーという人物の息子が、ロンドン経由でスペインへ向かう。手紙を持参させるが、彼と知りあうことは有益だと思うと推薦している<sup>19)</sup>。他の一つには、ロンドンで発行されている新聞『モーニング・クロニクル』に掲載予定の「パリ通信」の記事について、編集者への伝言を依頼する内容だった<sup>20)</sup>。つまり、フランシス・ライトという有能で、正義感があり、意志も固く、そして秘密裏に機転を利かして、臨機応変に事を処理できる能力があり、しかもまだ世間に知られていない若い女性であることが、この「仕事」に最適だった。言い換えれば、彼女はベンサムの苦境を救うために、急きよ派遣された「密使」だったのである。その意味で、このパリからの手紙は、その使命を果たそうとする最初のビジネス・レポートの意味がある。このような背景をつぶさに見ておかないと、このメモ書きがなにを意味していたのか気づくことはないだろう。歴史的背景に通じていたはずの『書簡集』の編者スティーヴン・コンウェー（Steven Conway）ではあったが、この女性についてさほどの関心がなかったからであろう、この手紙に特別の意味を見つけることはなかった。

17) From Wright, F., No. 2802, 12-15 Sept. 1821, *Correspondence, x, CW*, p. 391.

18) From Wright, F., No. 2809, 19-23 Sept. 1821, *ibid.*, pp. 400-404. ライトからの長文の手紙の内容は、ラ・ファイエットが語るアメリカ革命時代の興味深い逸話の数々からの紹介を主な主題としている。彼女にとっては新鮮な話ばかりだったに違いない。サラトガの戦におけるイギリス軍とアメリカ軍の将軍たちをめぐる秘話、ゲント条約調印後のスタール夫人の夜会におけるイギリスのウェリントン侯爵とラ・ファイエットを含むアメリカの4人の交渉人との出会い、あるいはライトの『考察』に触れながら、独立戦争での北部オンタリオ湖やエリー湖での激戦など、尽きることのない逸話が綴られている。

19) From Wright, F., No. 2957, 7 Mar. 1823, *ibid.*, pp. 217-218.

20) From Wright, F., No. 2959, 9 Mar. 1823, *ibid.*, pp. 218-219.

パリからのライトの第1信が到着したのとほぼ同時に、ラ・ファイエットからもベンサムへ返礼が届いている。ミス・ライトと出会えた喜びと感謝が述べられているが、彼女の「仕事」の内容を暗示する文章はなかった。ただし、ウィーン体制下のヨーロッパの政治情勢への懸念を示しつつ、それに立ち向かっているベンサムの活動について、以前よりも強大な勢力が、しかも数か国の愛国主義者の親密な同盟に支えられて (par l'Union sympathique des patriotes de plusieurs nations)、反動的なたくらみを拒んでいると述べて<sup>21)</sup>、連帯の意志を表明した。ベンサムの交友関係の広がり二人の位置関係を示す文書であった。

その頃、スペインとポルトガルの憲法制定の工作を進めていたベンサムは、成否を分けるような、きわどい時期を迎えていた。同時進行的に、彼は近代解放思想史にとって理論上の画期的成果として評価される論文「植民地を放棄せよ」(*Rid Yourself of Ultramarina*)へいたるさまざまな文献の執筆にたずさわっていた。'ultramarina'という言葉は、スペイン語で「植民地」をさす 'ultra-mar' からの造語である<sup>22)</sup>。フランシス・ライトがパリへの派遣を承諾したのは、共和主義の憲法論的理想と人種・民族の解放を目指すベンサムのこのような努力に共感し、あえてこの危険を自ら引き受けてでも、この事業に協力したいとの覚悟があったからであろう。フェミニズムという視野から見れば、すべての抑圧され・虐げられている人々にとって、解放を約束する闘いのスペースと映ったことであろう。

## 第2節 「世界の立法者」とは何か

ベンサムの法典編纂事業は、フェミニズムの議論からは遠い。本稿で、その経過を検討する理由は何か。「体系的な展開」が可能になる時期を迎えて、フェミニズム自体が提起する課題が、たんに女性特有の枠組みの中の議論では収まらず、多面的な領域と関連していることが意識されるようになる。例えば、フランシス・ライトのような先進的な女性の関心は、文学からはじまって、宗教、自然科学、社会問題、労働問題など多岐にわたっていた<sup>23)</sup>。法的・政治的問題とのかかわりで、民族・人種差別の問題を意識するようになり、女性の解放の課題と結びつけて理解することが可能となった。19世紀の20年代には、彼女にとって、法学者・社会学者ベンサムと問題意識を共有しやすい状況が生まれていたのは自然なことだった。つまり、21世紀にいたるも、なお世界の最も解決の困難な課題である人種・民族の問題が、女性差別と深く結びつき、一体となって存在していることに気づくならば、ベンサム的な共和主義・反植民地主義とライトのフェミニスト的心情と

21) From La Fayette, the Marquis de, No. 2804, 14 Sept. 1821, *ibid.*, CW, p. 395.

22) Schofield, P., Editorial Introduction, in Bentham (1995), pp. xlv-xlix, p. xvi.

23) See several articles argued on the various themes in the book of Wright, F. (2004).



が相互に共感しあえる状況にあったことは明らかである。その活動は複雑な様相を呈しているが、その経過を具体的に追うと、社会改革者としての彼の真摯な姿が浮かび上がってくるであろう。

ベンサムをユートピアンと規定する論者は見当たらないかもしれない、しかし、彼の目標は、地球規模の壮大な夢を追うユートピアンのそれと似ていた。例えば、ロバート・オウエン（Robert Owen）は、ヨーロッパとアメリカ大陸を視野に、「協同コミュニティの建設」に奔走した。もし一つのコミュニティが成功すれば、それを模範としてコミュニティが伝播し、地球規模の改革が可能になると信じていた。ウィリアム・ゴドウィン（William Godwin）が「人間の理性的完成」を説いて、実現は望むべくもない高潔なアナキステックな社会の可能性を信じたのも、ロマン主義の時代のおおらかな精神のあらわれであった。

ユートピアンの壮大な夢を追いつつも、ベンサムにはこれら二人とは異なる側面があった、それを実現するための緻密な思考による法理論の体系的な展開と現実的配慮にもとづく施策を用意していた、筆者には、その膨大な内容を紹介する能力はない、その一部を象徴的に示す事例が民主主義的制度に関する提案に示されている、別稿においてその特徴を指摘したことがあるので参照されたい<sup>24</sup>、その要点は、まず、主権者たる人民の利益に反する権力による邪悪な利害関心によって、民主主義の崩れやすさ、もろさが生じやすいとの認識であろう、彼はその弱点を補うために、人民による権力機構の監視の必要性を考慮する、情報の公開、説明責任、公務員採用制度の公平性などの主張に示されている、とくに言論の自由にもとづく世論を重視し、「世論の法廷」（the public opinion tribunal）という独特の表現によって、世論の権力に対する監督機能に期待した<sup>25</sup>、民主主義の実現こそ、フェミニズムが主張する女性の権利・地位の改善のための制度的保障という意味で、ベンサムの思想的役割を意識しておくことは重要である、

「法典編纂」という活動に戻って考えよう、この用語は、ベンサムの新造語 ‘codification’ の訳語である。彼独自の功利主義的立法論にしたがえば、法典は、「最大多数の最大幸福」の原理にもとづいて作成され、個人による幸福追求と共同体の利益とのバランスに配慮した公平性が保たれることが不可欠とされている。そのためには慣習法ではなく、成文法として整えられる必要があった。その作業は「立法の科学」に通じた人間のみがなすものである。しかも、法典を編纂するにふさわしい人間はベンサム自身であると自負していた。彼はその提案を自国に限らず、外国へも適応できると確信していた。その企ては対象とした国家の政治体制の変革を目指すようなとつもない事業であり、ある意味で、陰謀と受けとられかねなかった。

『著作集』に収録されている『世界の立法者』の共同編者フィリップ・スコフィールドとジョナサン・ハリス（Jonathan Harris）の「序文」によれば、ベンサムは法典編纂を提案するにあたっ

24) 拙稿（2011）、70-72頁。

25) Rosen（1983）、pp. 33-40.

て、次のような計画をたてた。まず、事前に民法、刑法、憲法などを含む共同体の幸福を増進する「すべてを包括した法典」(‘all-comprehensive’な完全な法典、彼はそれを「パノミオン」(‘panomion’)という独特の言葉で表現した)を作成し、次いで依頼が来るよう事前の動きかけを開始し、さらに権威ある機関から正式に依頼状が届けられたさいに、それに応えられるように編纂能力を証明するための「テストモニアルス」(‘testimonials’)と名付けた一種の「自己推薦状」を用意することだった<sup>26)</sup>。このような周到な準備をして、各国に提案することになる。

1811年、ベンサムはアメリカ大統領ジェームズ・マディソン (James Madison) へ法典編纂の協力を公式に申し入れた<sup>27)</sup>。それを皮切りに、次々に各国に同様の申し入れを行っていった。「世界の立法者」という呼び名は、そのような彼の姿を見て、当時のガテマラのある政治家が ‘legislador del mundo’ と名付けたものだという<sup>28)</sup>。その背景には、1810年代後半、ナポレオン戦争終結とともにやってきた、ヨーロッパとアメリカの双方において、国家と法体系の再構築が急がれるという事情があった。いわゆる「法改革の黄金時代」の到来である。時を同じくして、法学者ベンサムの存在がヨーロッパ中に認められるという状況も生まれていた。ジュネーヴ人、エティエンヌ・デュモン (Etienne Louise Dumont) によって、ベンサムの中心的な思想を明確な形で抽出したフランス語の著作『民法・刑法の立法論』(*Traites de legislation civile et penale*) が、1802年にパリで刊行され、それが「ヨーロッパで公的立場にある人々に広く知れわたった」<sup>29)</sup>。ベンサムの「国際的評価は大部分デュモンによって書かれたベンサムの著作の校訂版にもとづくものであった」とスコフィールドは述べている<sup>30)</sup>。

その利用には、政界に影響力をもつ政治家・ジャーナリストに接近し、ベンサム主義への共鳴をえるために、文書をもち込み、翻訳し、普及する必要があった。とはいえ、郵便物や文書の搬送は不安定で、検閲、抜き取りあるいは紛失があり、かつ危険をはらんでいた。例えば、ポルトガルへのベンサムの著作のもち込みについて、キャサリン・フラーによれば、3回試みられ、ようやく第3便によって目的を果たしたという<sup>31)</sup>。

最も深刻な事例は、スペイン、ポルトガルのネットワークの中心人物ジョン・バウリング (John Bowring) の逮捕事件であろう、1822年10月初旬に、彼はイギリスへ出国する直前、カレー

26) Schofield, P. /Harris, J., Editorial Introduction, in Bentham (1998), *CW*, p. xi.

27) Bentham to The President of the United States of America, in Bentham (1998), *CW*, pp. 5-35.

28) Dinwiddy, J. (1989), p. 17. 訳, 28頁.

29) Schofield, P. (2006), p. 80, p. 240.

30) Schofield, P. (2009), pp. 13-15. 訳, 18-20頁.

31) キャサリン・フラーによれば、ポルトガルへの文献もち込みは3回試みられ、ようやく第3便によって、議会暫定政権のメンバーで後の法務大臣となるジョゼ・ダ・シルヴァ・カルヴァイユ (Jose da Silva Carvalho) のもとに届けることがなかった。Fuller, C. (2000), pp. 3-4.

の港でイギリスにいる革命家へあてた手紙を所持していたとの疑いで逮捕された。両国での活動に壊滅的な打撃をこうむるかもしれない深刻な事態とベンサムは予感した。彼の対応は素早かった。ただちに旧知の仲にある外務大臣のジョージ・カニング（George Canning）にパウリング逮捕の知らせを伝え、フランスの外交筋に即刻釈放するように働きかけることを要請した。両国の外務省のトップレベルが動いたにもかかわらず、ブローニュの監獄に収監されたパウリングの拘留は長引き、11月中旬になって釈放された<sup>32)</sup>。フランスの刑事当局が、所有していた物騒な文書類を徹底的に調べ上げる必要があると判断したからと推測される。他国の政治体制の転換を意図するベンサムたちの企ては、その方式において平和的であったとはいえ、多くの困難や危険は避けがたかったのである。フランシス・ライトを「密使」として派遣した状況もその一環であった。

### 第3節 スペインとポルトガルへの提案と議会からの招聘

#### （1）ネットワークの構築とベンサム主義の持ち込み

具体的な経過を追ってみよう。1817年に、普通選挙権・上院の廃止などを含む議会改革案を作成したベンサムは、このころ政治的に急進化し、他国への提案の意向を以前にもまして強く抱くようになっていた。ベンサム原理の応用にとって、最大の期待を提供したのはスペインだった<sup>33)</sup>。1808年から1814年にいたる期間、この国はナポレオン一世による侵攻とそれに抵抗した独立戦争のさなかにあった。1812年に、民衆と議会は、「カティス憲法」と呼ばれる民主的な憲法を制定した。しかし、ナポレオンの敗北によって、1814年に、ブラジルへ逃れていた国王フェルディナンド七世が帰国すると、たちまちこの憲法は廃止された。だが、1820年3月には、民衆の蜂起にはじまる自由主義革命が勃発し、国民議会「コルテス」（Cortes）が、再び1812年憲法を復活させていた<sup>34)</sup>。

スペインにおける立憲体制の確立の可能性の高まりをベンサムは大いに歓迎し、法典編纂の申し入れを行った。それが採用される可能性が高まったと予想したからである。ポルトガルでも、1820年8月の蜂起につづいて同様の事態が進行しはじめた<sup>35)</sup>。ベンサムはスペインとポルトガルへの影響力を増すために、ヨーロッパ大陸にいる知人たちを頼ることができた。上述のように、各国の著名な知識人たちとの交友関係は、意外なほど多様で、幅が広がったから、彼らを手掛かりに、ネットワークを構築した。あくまで概数であるが、1820年7月から22年の6月までの2年間で、フラン

32) Letters No. 2927, 11 Oct. 1822 and No. 2928, 11 Oct. 1822, *Correspondence*, xi, CW, pp. 161-163. Fuller, C., Editorial Introduction, in Bentham (2000), p. xxiii. See *Details of the Arrest, Imprisonment and Liberation, of an Englishman, of Bouron Government of France*, by John Bowring, 1823.

33) Fuller, C., op. cit., pp. 1-2.

34) Schofield, P. / Harris, J., Bentham (1998), CW, pp. xxv-xxvi.

35) Fuller, C., *ibid.*, p. 2.

ス、スペイン、ポルトガル、それに新たにギリシャで発生した蜂起の支援を含め、この4か国だけで、実に30人超と文通し、総数百数十通の書簡のやり取りをしたと想定してよいだろう<sup>36)</sup>。

スペインとの連携が進み、具体的な展開が見えてきた。サラマンカ大学の図書館員のトリビオ・ヌネ (Toribio Nunez) がベンサム思想を紹介する著作をあらわし、新聞編集者のホセ・ジョアキン・モラ (Jose Joaquin Mora) がベンサムの思想の宣伝を手伝いたいと申しで、エティエンヌ・デュモン編のフランス語の文献『民法・刑法の立法理論』の翻訳をはじめたと知らせた<sup>37)</sup>。スペイン人だけではなく、このころ、上記のジョン・パウリングという有能なイギリスの若い商人が参加して、ヨーロッパ大陸でのベンサマイトの活動が一段と活発になった。この人物はまれにみる語学の才能に恵まれ、数か国語を自由にあやつり、ベンサム主義のヨーロッパ大陸での普及に貢献したという。ベンサム死後、彼の著作集11巻からなる「パウリング版」を刊行した<sup>38)</sup>。もう一人のイギリス人、旅行経験の豊かなエドワード・ブラキエレ (Edward Blaquiere) もベンサムと接触するようになり、スペインはパウリングらのコネクションが効果的に働く地域となった<sup>39)</sup>。

9月になって、ベンサム自身がモラへ最初の書簡を送っている。やや形式的な文面になっている。「ベンサム氏はブラキエレ氏へ彼 (モラを指す一筆者) によって当初送られているので、司法大臣アルゲレス氏へ彼 (ブラキエレを指す一筆者) によって届けられることを願っている。ベンサム氏の著作の小包が到着しないことも予想していたが、その後到着したことが確認できたので、ベンサム氏の名においてポルトガル議会へ運ばれ、利用されることを期待している」と述べた<sup>40)</sup>。

ベンサムの最大の希望は、スペインの権威ある機関から法律を編纂するために招聘されることだった。8月には、ロンドンで発行している月刊政治雑誌、『スペイン憲法』(‘El Espanol Constitucional’) に掲載された記事はベンサムを大いに喜ばせた。その中の一文に、「議会は、イギリス

36) ヨーロッパ大陸における人脈の概数については『ベンサム往復書簡集』に掲載されているリストによる。Bentham (1994), *Correspondence*, x, CW, pp. ix-xii and Bentham (2000), xi, pp. xi-xii.

37) Conway, S., Editorial Introduction, in Bentham (1994) *Correspondence*, x, CW, p. xvii. From Blaquiere, E., No. 2651, 20 Jun. 1820, *ibid.*, p. 493. なお、スコフィールドによると、ベンサム自身の著作『民法・刑法の立法理論』は、出版後まもなくその数部がスペインへ送られ、最終的にはラモン・デ・サラスによって翻訳され、1821年から1822年にかけて *Tratados de legislacion civile y penale* との書名の5巻本として公開された。

38) Conway, S., *ibid.*, pp. xvii-xviii. ジョン・パウリングは数か国語を話すまれに見る語学の才能に恵まれ、ベンサム主義のヨーロッパ大陸での普及に貢献した。ベンサム死後、彼の著作集11巻からなる「パウリング版」を刊行した。(The Works of Jeremy Bentham, published under the superintendence of his executor, John Bowring, 11 vols. Edinburgh. 1838-43.) 現在進行中の「ベンサム・プロジェクト版」の企画が開始されるまで、この版がベンサム著作集としては唯一だった。

39) Schofield, P./Harris, J., Editorial Introduction, in Bentham (1998), p. xi. Conway, S., *ibid.*, pp. xxvii. From Blaquiere, E., 29 May 1820, No. 2633, *ibid.*, pp. 452-453.

40) To Mora, J. J., No. 2686, 16 Sept. 1820, *ibid.*, pp. 64-65.

の著名な法律コンサルタント、ジェレミア・ベンサム氏自身が、彼の該博な学識をもって我が国の偉大な立法の事業に貢献してもよいとの意向があれば、スペインを訪問するよう招聘するだろう。（y aun se anade que las Cortes convidaran al celebre Jurisconsulto Ingles, Mr. Jeremias Bentham por si se digna ir a Espania, para contribuir con sue vastos conocimientos a la grande obra de nuestra Legislacion.）われわれはこの立法がヨーロッパで最も完全なものとなるであろうと考えている」と記されていた<sup>41)</sup>（下線部はベンサムによる一筆者）。

スペイン政府からの公式の招聘を期待し、1820年12月初旬、ロンドンのスペイン大使館の公使ディエゴ・コロン（Diego Colon）宛の手紙で、ベンサムはスペインの法律の完全な条文起草する旨を公式に申し出た。コロンはこれをスペインの財務大臣ホセ・カンガ・アルゲレス（Jose Canga-Arguelles）へと転送した<sup>42)</sup>。ベンサムは、この招聘状を確実なものとし、他国民からの信望を最大化するには、それが国王から来ることが望ましいと考えていた<sup>43)</sup>。翌1821年2月、アルゲレスから感謝の手紙が届き、彼の提案を司法大臣へ付託したとの説明がなされていた<sup>44)</sup>。しかし、政治情勢がにわか悪化の兆しを見せてきた。前年の秋には、議会による言論統制がはじまり、1月には、文献の翻訳に協力的だったモラが逮捕されるという事態が起こる<sup>45)</sup>。情勢の悪化は深刻となってきた。ベンサムは意気消沈したものの容易にあきらめることはなかった。

## （2）トレノ伯爵の書簡とF・ライトの活躍

スペインにおけるベンサムの人脈は複雑で、その活動は多岐にわたる。その総体を確認することは不可能であるし、本稿の趣旨でもない。むしろフランシス・ライトのパリでの活動の一端を知るために、ベンサムとトレノ伯爵との関係を調べてみよう。彼女の役割が見えてくるかもしれない。この人物に関する文章が、『書簡集』にあらわれるのは、1820年9月中ごろの手紙が初出である。それによれば、パウリングからの紹介によって、彼はベンサムとコンタクトを取るよう促された。そして「現在、彼は財政委員会の議長であり、議会のプレジデント（President of the Cortes）だと聞いている」と説明している<sup>46)</sup>。（筆者にはコルテスでの‘President’の職責がどのようなものか

41) Bentham to Sir Samuel Bentham, No.2678, 11 Aug. 1820, *ibid.*, pp. 40-41.

42) Schofield, P./Harris, J., Editorial Introduction, in Bentham (1998), p. xxvi. To Colon, D., No. 2726, 6 Dec. 1820, *ibid.*, pp. 219-230, and From Colon, D., No. 2727, 17 Dec. 1820, *ibid.*, pp. 231-232.

43) To Colon, D., No. 2726, 6 Dec. 1820, *ibid.*, pp. 219-230, and From Colon, D., No. 2727, 7 Dec. 1820, *ibid.*, pp. 231-232.

44) Conway, S., *op. cit.*, p. xxi.

45) To Bentham, Sir S. /Berard, E., No. 2685, mid Sept. 1820, *ibid.*, p.64. From Mora, J. J. No. 2743, 24 Jan. 1821, *ibid.*, pp.263-267.

46) To Bowring, J., for The Conde de Toreno, No. 2720, 28 Nov. 1820, *ibid.*, pp. 190-197. To The Conde de Toreno, No. 2807, 18 Sept. 1821, *ibid.*, pp. 398-399.

不明である。)しかし、政界で最高位の役職にいる一人であると認識したはずである。

トレノ伯との文通は慎重に進められた気配がある。その配慮の中に、フランシス・ライトに期待する作業が組み込まれていた。『書簡集』第10巻には、両者間でベンサムから3通、トレノから2通の書簡が交わされている。ベンサムの最初の手紙は、まずパウリングを仲介し、第二の手紙はフランシス・ライトが届けている。他方、トレノからの手紙も第一の手紙はパウリングが、第二のものはライトが受け渡しを手伝っている<sup>47)</sup>。法典編纂の提案がこの国の権威ある機関に受け入れられるためには、議会への説得が不可欠である。トレノ伯の協力を期待したのは当然である。

最初に送った手紙は、ベンサム自身の活動の紹介である。彼の意向の第一は、やはりスペインからの正式な招聘への期待であった。三人称でつづられた手紙の中で、「彼（ベンサムを指す一筆者）の年齢では、彼に最善の仕事をさせるには、何か刺激剤が必要である。請負仕事をする男は、ワイン一本でも、なにか見せれば、特別な機会にであったと一生懸命に励むものだし、いい成果をあげるだろう。」このような軽口をたたいている。そして、本音を吐露した文章がつづく。「コルテスが動きだせば、何かほかの励ましが、例えば（国王陛下の命令によって）この仕事を請け負う人物が期待されているとの内務大臣からの手紙が、大いに適切で有効なものだと判断できるであろう。……」文中のカッコ内はベンサムによるものである。遠慮がちに挿入された文言「国王陛下……」に、彼のひそかな願望がにじんでいた<sup>48)</sup>。

トレノ伯の影響力が重視されたようである。彼の手紙は、いずれもフランス語かスペイン語でつづられていたが、英訳されて翌年に出版された著作『法典編纂の提案』(*Codification Proposal, Addressed by Jeremy Bentham to All Nations Professing Liberal Opinions.*)の中に、スペインの著名な政治家からの「テストイモニアル」と名付けた推薦文の一つとして収録された<sup>49)</sup>。もはや彼との文通を秘密にせず、積極的に公開の方向へ転じるとの意思表示である。

事態が順調に進んでいるように見えるさなか、10月初めから、新スペイン政府が新聞の自由を制限しはじめた<sup>50)</sup>。そして、翌年1月にモラの逮捕へとつながる（前述）。春になっても編纂への公式の招聘状が届くことはなかった。

47) From The Conde de Toreno, No. 2810, 26 Sept. 1821, *ibid.*, pp. 403-406.

48) To Bowring, J., for The Conde de Toreno, 28 Nov. 1820, No. 2720, *ibid.*, p. 192.

49) Bentham, J., *Codification Proposal, Addressed by Jeremy Bentham to All Nations Professing Liberal Opinions.*, Contents of Part II. Testimonials, III. Spain, in Bentham (1998), *CW*, pp. 312-315.

50) にわかにはスペインではじまった言論統制に反対して、ベンサムは次のような論文を執筆して対抗した。『スペインおよびポルトガル問題に関する三部作』(*Three Tracts relative to Spanish and Portuguese Affairs*)や『出版と言論の自由について』(*On the Liberty of the Press, and Public Discussion*)など。

### （3）ポルトガルへのシフトと『憲法典』の執筆へ

もはやスペインの権威ある機関からの招きは期待できなくなった。しかし、「世界の立法者」の大事業がすべて挫折したわけではなかった。ポルトガルへの期待はつながっていた。1820年8月に、ポルトガルでも自由主義革命が勃発し、その時からベンサム・グループは、リスボンの新しい自由主義議会のメンバーが共和主義的議会改革に関心をよせるよう働きかけを試みていた。

ベンサムの著作の搬送は困難を伴っていたが、上述のように、議会暫定政権のメンバーで後の法務大臣となるジョゼ・ダ・シルヴァ・カルヴァイユ（Jose da Silva Carvalho）のもとに届けられた<sup>51)</sup>。1821年4月24日付のジョアオ・バティスタ・フェルゲイラ（João Baptista Felgueiras）の手紙で、「国民の大義についての秀逸なる友、顕著な擁護者からの最も意義ある文書が受理された」こと、それらが議会へ提出され、ポルトガル語への翻訳が命じられたと伝えている<sup>52)</sup>。

このような順調な経過をへて、1821年11月に、ポルトガル議会への手紙で、ベンサムは正式に法典の編纂を申し出た。「第一に刑法の提案を、第二に民法の提案を、そして第三に憲法の提案を位置づける——これが私から貴殿たちへ申し入れているものである。そのすべてにおいて、ポルトガルがおかれている状況が多角的に考慮されるであろう」と述べ、これを受け入れることが最善であると促している<sup>53)</sup>。この申し入れに、反応は好意的だった。議会の中心的指導者ジョアオ・バティスタ・フェルゲイラを通じて、国民議会が「著名な法律顧問で傑出した人類の友」（tão famoso Jurisconsulto e illustre Amigo de Humanidade）から申し入れられた手紙を受け取ったと正式に回答した<sup>54)</sup>。

この折衝の中で、重要な問題が議論されていた。ポルトガル議会のリベラル派のリーダー、マヌエル・フェルナンド・トマス（Manuel Fernandes Tomaãs）が、「もし、ブラジルがポルトガルから分離したいと望むなら、彼（トマスを指す—筆者）はその分離を妨げるために威圧的な手段はとりたくない」との見解を表明したとの情報が入ってきた。植民地問題の平和的解決への意向の表明である。この状況に励まされて、1822年4月、ベンサムは「植民地を放棄せよ」に収録される三つの論文、「譲渡は利益がえられる」（'Relinquishment profitable'）、「尊厳ある譲渡」（'Relinquishment honorable'）そして「譲渡は完全であるべきである」（'The Relinquishment must be entire'）を弟のホセ・フェルナンデス・トマスに送った<sup>55)</sup>。スペイン問題を契機に執筆した植民地放棄の議論を「譲渡」の問題として隣国へも適応できると考えたからである。言い換えると、憲法論におけ

51) 註31参照。

52) From Felgueiras, J. B., No. 2767, 24 Apr. 1821, *Correspondence*, x, CW, pp. 322-323.

53) To the Portuguese Cortes, No. 2816, 7 Nov. 1821, *ibid.*, pp. 415-417.

54) From The Portuguese Cortes, No. 2829, 3 Dec. 1821, *ibid.*, pp. 448-449.

55) To José Fernandes Thomas, No. 2865, 23 Apr. 1822, No. 2870, 28 Apr. 1822, *Correspondence*, xi, CW, pp. 58-64.

る民主主義論の成熟と人種的・民族的差別の解消を視野にいたした植民地解放論が結びついて深化する可能性に期待したのかもしれない。そこでポルトガルでの人脈の有効性を信じて、ベンサムは最終的な憲法草案を作成することになる<sup>56)</sup>。

このような事態について、フリップ・スコフィールドは「民法典・刑法典・憲法典をポルトガルのために編纂するという彼の提案をポルトガル議会が正式に受諾した」と解釈している<sup>57)</sup>。その時、ベンサムが着手したのは、民法典でも刑法典でもなく、法体系の中心となるはずの「憲法典」であった。だが、皮肉にもこの作業には5年もの歳月が費やされてしまった。政治情勢は絶えず変化していた。「憲法典」の第一巻が出版されたのは1827年であった。彼の提案を受諾していた自由主義政権は、その出版を待ちきれずに崩壊し、ベンサムの「憲法典」がポルトガル議会へ上程される機会は永遠に失われることになった。

『著作集』の『憲法典・第一巻』の復刻にあたった共同編集者の一人で『ジェレミー・ベンサムと代議制民主主義——憲法典の研究——』(*Jeremy Bentham and Representative Democracy: A Study of the Constitutional Code*)の著者、フレデリック・ローゼン(Frederick Rosen)は、「ベンサムについて驚くべきことは、74歳という高齢になった1822年に、憲法典という大事業を開始したということではなく、彼の思想の多くが、すでに十分に成熟してから、それに取りかかったということである。」スペインとポルトガル両国への関心が薄れたとき、「ギリシャのために法典を起草する見通しが生まれ、彼の期待が高まっていった。」しかし、またもギリシャのケースも不成功であった。その後も1820年代を通じて、ラテン・アメリカ諸国、アルゼンチン、グアテマラ、コロンビアなどの政府への接触を図り、希望を失うことはなかった。それが彼に「憲法典」を執筆させる重要な刺激であったとローゼンは評価している<sup>58)</sup>。

キャサリン・フラーは、「このことは、彼にとって必要でもあり、長らく追求してきた法典の起草に刺激をあたえただけではなく、彼が代議制民主主義の理論を初めて、かつ十分に発展させる機会を提供した。最大多数原理によって正当化される憲法の起草は、……ベンサムにとって残された10年の最も中心的な仕事となった。」とその意義を高く評価している<sup>59)</sup>。ポルトガルとの接触が契機となって、ベンサムの共和主義への傾倒を導き、憲法理論の発展を促したといえよう<sup>60)</sup>。その理論的到達点は現代民主主義論への貴重な問題提起となっているのである。

56) Fuller, C., op. cit., pp. 5-6.

57) Schofield, P. (2009), p. 13, 訳18頁.

58) Rosen, F. (1983), p. 17.

59) Fuller, C., op. cit., pp. 1-2.

60) Schofield, P. (2006), p. 221.



## あとがき——憲法典編纂と反植民地主義——

スペインやポルトガルはかつてアメリカの南北両大陸に広大な植民地を保有し、北アメリカ独立後も、南アメリカに植民地を抱えていた。人民主権にもとづく議会制民主主義の憲法の制定を目指すベンサムにとって、いわゆる宗主国が海外の植民地に被抑圧民族を抱え、専制的な支配が残存する状態で、民主制を採用しても、それは十全な機能を果たすことが難しいとの認識に達したものと思われる。

ベンサムの植民地論は、18世紀にアダム・スミスらが主張した見解を継承しているとする解釈が一般的であろう。国民の生産高は資本が利用しうる資産の大きさに依存するのであって、植民地貿易に資本を転用することはそれを減少させるし、重商主義政策に支えられた植民地貿易の独占は、宗主国における競争力の低下や植民地の産業の発展を妨げるというスミスの主張を基礎にしていたと考えられている。ただし、論者の中で、ベンサムの議論の一貫性について異論があることも明らかにされている。詳細を紹介することはできないが、ドナルド・ウィンチ (Donald Winch) がスミスの原理からの変容を主張するのに対し、スコフィールドやピーター・ケイン (Peter Cain) は19世紀20年代におけるベンサムの急進化の過程も功利主義原理の発展の帰結と理解している<sup>61)</sup>。

「邪悪な利害」の発見を契機とするベンサムの急進化を強調するスコフィールドは、二つの特徴を指摘している。一つは、植民地の維持が経済的に負担となるとの説を植民地支配から生じる退廃の議論へとつなげ、その保有は悪政の原因の一つとの認識に達したと考えている。もう一つは、功利主義の原理に従って、植民地の文明の程度によって、住民の福祉に差が生じることに注意を向け、複雑な対応の仕方を示しているという<sup>62)</sup>。アメリカ独立戦争を支持したのと同様に、スペイン領アメリカについての議論では、1820年4月から7月中旬ごろにかけて、ベンサムは反植民地主義を鮮明に主張する文書を作成した。「スペインからの解放」(‘Emancipation Spanish’) という題名で書き進められた論文は、前述のように、やがて『植民地を放棄せよ』(‘*Rid Yourselves of Ultra-*

61) See Winch, D. (1997), No. 1, pp. 151-154, Schofield, P. (2006), pp. 199-220, Cain, P. J. (2011), No. 1, pp. 1-24.

62) 例えば、文明が発達したアメリカ大陸の植民地では、解放による独立を支持し、非文明地域のインドでは、東インド会社の統治が土着の支配者よりも福祉が大きいと植民地支配を肯定的に評価した。オーストラリアのような未開地への入植については、イギリスからの囚人の移送という特殊性とあわせて考慮されている。監獄改善のための「パノプティコン」提案の挫折をへて、囚人たちの福祉の向上と本国の過剰人口や過剰資本の緩和に役立つものと理解し、エドワード・ギボン・ウェイクフィールド (Edward Gibbon Wakefield) が提案する「全国植民地会社」の計画に賛成した。Schofield, P., *op. cit.*, pp. 220-207. なお、ベンサムのオーストラリアとの関係については次のサイトを参照のこと、<http://bit.ly/Bentham-Australia>

maria')へと改題・充実された<sup>63)</sup>。それは彼自身の反植民地主義を鮮明にし、民族的偏見と人種差別を否定する思想への発展の契機を示すものとなった。のちにJ. S. ミルやシジウィックなどによる功利主義的反植民地主義の先鞭をつけ、「西欧世界のどこであれ反植民地文献への最大の功績の一つとなった」<sup>64)</sup>。

植民地支配への批判的見解は、功利主義フェミニズムの進展にとって、重要な要因の一つと考えられる。ウィリアム・トンプソンが『女性の訴え』の執筆によって「体系的展開」を可能にした背景を、本稿は「世界の立法者」ジェレミー・ベンサムを活動を通じて検討してきた。周知のように、トンプソンのこの著作はベンサム・グループの最も主要な活動家の一人であったジェームズ・ミルの評論、後に『政府論』の表題で出版された書物に記された見解への批判を契機に執筆されている<sup>65)</sup>。改革の時代の到来とともに、民主主義的議会改革への関心の高まりにつれ、普通選挙権の獲得が一つの焦点として浮上してきた。ミルはこの要求を男子普通選挙権に限定し、女性を排除した。ミルによれば、成人の女性たち、妻や娘の権利は、それぞれが夫や父によって利害が代表されるので、選挙権を付与しなくても、利益が損なわれることはないという<sup>66)</sup>。トンプソンとこの著作の執筆に協力したアナ・ドイル・ウィラーとは、これに反発して女性に対する男性と対等の権利の付与を主張した。

その詳細は別稿で論じる予定であるが、彼らはベンサムの功利主義哲学の体系に依拠して、全面的に女性の権利の擁護を展開しようとしていた。したがって、ベンサムの原理に忠実に議論を進めようとしていた。言い換えれば、それはミルがベンサムの教えを歪曲しているとのスタンスに立つことを意味している。このようなベンサム派内部の意見の対立した状態で、トンプソンとウィラーは、ベンサムが何らかの見解表明を行って、女性の権利を擁護する発言をするものと期待したと思われる。しかし、ベンサムは沈黙を守って、この対立に介入することはなかった<sup>67)</sup>。それ以後、トンプソンはベンサムの理論的正当性と師と仰ぐ哲学者への忠誠を崩すことはなかったが、ベンサム・グループと離別する道を選んだ。

そこで、ベンサムとフェミニズムとの関係をどう評価するかという問題が残る。この点は別稿で改めて論じる予定であるが、あらかじめフェミニズム形成史における重要な論点なので示唆的に言及しておこう。本稿がカバーしている時代のベンサムは、「法典編纂」に傾倒し、女性解放の課題

63) Bentham, 'Emancipation Spanish', and 'Rid Yourselves of Ultramarina being the advice of Jeremy Bentham as given in a series of letters to the Spanish People', Bentham (1995), *CW*, pp. 195-276, and pp. 1-194.

64) Cain, P. J., *op. cit.*, p. 24.

65) W. トンプソンの『訴え』の第1部全体がJ. ミル『政府論』への批判となっている, Thompson, W. (1825), pp. 3-113.

66) Mill, J. (1967), § 8. 訳第八節.

67) Dooley, D. (1996), pp. 32-33, pp. 67-68.

を意識的に追求することはなかった。だが、彼の功利主義的改革思想に関心をよせたウィリアム・トンプソンとアナ・ウィラーとは、ベンサムの思想総体の中に、女性の権利を擁護するさまざまな側面が含まれていることを確信していたに違いない。かつて、前述のように、女性に参政権を付与すべきことを提言した思想家ベンサムは、その後も一貫して弱きもの、虐げられたものの権利を守る立場を取りつづけてきた。死刑廃止を主張し、黒人奴隷の解放を支持し、監獄改善によって囚人の状態の改善を訴え、あるいは性的マイノリティの人権を擁護してきた。さらに、植民地論では、植民地住民の福祉への配慮と人種・民族の差別に反対する議論へ道を拓いてきた。トンプソンとウィラーにとって、弱きもの、虐げられたものの幸福に配慮する彼への信頼は変わることがなかった。

だが、同時に次のような思想的・理論的な相違がベンサムとトンプソンとの間に存在していたことを無視することはできない。自由競争論を巡って、両者は真っ向から対立する見解の主張者であった。ベンサムは自由な経済活動を擁護し、いっさいの規制に反対した徹底した自由競争論者であった。これに対し、トンプソンは労働階級に苦難をもたらす根源であるとの認識にもとづいて自由競争の原理を排除し、オウエンの協同思想にもとづく社会主義を唱えた。このような思想的・理論的相違にもかかわらず、結果から見れば、トンプソンにとって師と仰ぐベンサムへの畏敬の念は強く、信頼関係は揺るがなかった。ベンサムが提唱する功利主義の原理に立脚すること、つまり、個人々人にとって、快樂追求が各人の幸福の条件であると説く哲学・道徳理論にしたがえば、男性と女性が対等の権利を享受すべきであるとの議論は承認されるはずであり、正義にかなない、理にかなっていると考えたに違いない。そして、この議論を叙述するさいに、ベンサムが追及してきた法理論の「体系的展開」がトンプソンのロジックを支える役割を果たしたと推定することも可能となりそうである。

#### 参考文献

- 梅垣千尋（2011）『女性の権利を擁護する—メアリー・ウルストンクラフトの挑戦—』白澤社。
- 鎌田武治（1968）『古典経済学と初期社会主義』未来社。
- 土方直史（2011）「ウィリアム・トンプソンにおける功利主義と経済思想」『功利主義と経済思想の展開』中央大学経済研究所研究叢書51。
- （2018）「フランシス・ライトの生い立ちと『アメリカの社会とマナーについての考察』—1820年代イギリス・フェミニズムの背景をさぐる—」『中央大学経済研究所年報』第50号、483-511。
- 水田珠枝（1984）『ミル「女性の解放」を読む』（岩波セミナーブックス9）岩波書店。
- Bentham, J. (1994 [nd]), *The Correspondence of Jeremy Bentham* Vol. 10, July 1820 to December 1821, ed. S. Conway, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Oxford.
- （1995 [nd]）, *Colonies, Commerce, and Constitutional Law: Rid Yourselves of Ultramarina and Other Writings on Spain and Spanish America*, ed. P. Schofield, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Oxford.
- （1998 [nd]）, 'Legislator of the World': *Writings on Codification, Law, and Education*, eds. P. Schofield / J. Harris, in *The Collective Works of Jeremy Bentham*, Oxford.

- (2000 [nd]), *The Correspondence of Jeremy Bentham* Vol. 11, January 1822 to June 1824, ed. C. Fuller, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Oxford.
- (2012 [nd]), *On the Liberty of the Press, and Public Discussion, and other Legal and Political Writings for Spain and Portugal*, eds. C. P. W. Watkin and P. Schofield, in *The Collective Works of Jeremy Bentham*, Oxford.
- Cain, P. J. (2011), “Bentham and the Development of the British Critique of Colonialism”, *Utilitas*, Vol. 23.
- Dinwiddy, John (1989), *Bentham, Past Masters*, Oxford. (永井義雄・近藤加代子訳『ベンサム』日本経済評論社)
- Dooley, Dolores (1996), *Equality in Community: Sexual Equality in Writings of William Thompson and Anna Doyle Wheeler*, Cork University Press, Cork.
- Dugan, Christine (2017), *Marquis de Lafayette and the French*, Teacher Created Materials.
- Fuller, C. (2000), ‘Primeiro Constitucional da Europa’, Bentham’s contact with Portuguese liberals 1820–1823, *UCL Bentham Project Journal of Bentham Studies*, Vol. 3.
- Mill, James (1967 [1823]), *Essays on Government, Jurisprudence, Liberty of Press, and Law of Nations*, New York, A M Kelly. (小川晃一訳『教育論・政府論』(1983) 岩波書店)
- Mill, John Stuart (1981 [1824]), *The Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. 1 *Autobiography and Literary Essays*, Routledge and Kegan Paul, London. (朱牟田夏雄訳『ミル自伝』(1977) 岩波書店。)
- Morris, C. (1992 [1984]), *Fanny Wright: Reel in America*, University of Illinois Press, Urbana and Chicago. Oxford.
- Pankhurst, R. (1991 [1954]), *William Thompson, Pioneer Socialist*, Pluto Press, London.
- Rosen, F. (1970), “Introduction”, Bentham, Jeremy. [nd] 1970. *An Introduction to the Principles of Moral and Legislation*, ed. J. H. Burns and H. L. A. Hart, London.
- (1983), *Jeremy Bentham and Representative Democracy; A Study of the Constitutional Code*, Clarendon Press, Oxford.
- (2006), *Classical Utilitarianism from Hume to Mill*, Routledge, London.
- Schofield, P. (2006), *Utility and Democracy, The political Thought of Jeremy Bentham*, Oxford.
- Schofield, P. (2009), *Bentham: A Guide for the Perplexed*, Continuum, London. (川名雄一郎・小畑俊太郎訳 (2013), 慶應大学出版会)
- The London Co-operative Society (1825), *Articles of Agreement for the Formation of A Community on Principles of Mutual Co-operation within fifty miles of London*, London.
- Thompson, W. (1963 [1824]), *An Inquiry into the Principles of the Distribution of Wealth Most Conducive to Human Happiness; applied to the Newly Proposed of Voluntary Equality of Wealth*, Longman, Hurst Rees, Orme, Brown and Green: London. (鎌田武治訳『富の分配の諸理論』1, 2, (2011) 京都大学学術出版会)
- (1825), *Appeal of One Half the Human Race, Women, Against th Pretensions of the Other Half, Men, to Retain Them in Political, and thence in Civil and Domestic Slavery*, Longman Hurst Rees, Orme, Brown and Green: London.
- Winch, D. (1997), “Bentham on Colonies and Empire”, *Utilitas*, Vol. 9.
- Wright, F. (2004 [nd]), *Reason, Religion, and Morals, Foreword by Susan S. Adams*, Classics in Women’s Studies, Humanity Books.